

菊連協 理事 各位

日時：令和8年6月8日（月）15時～

場所：菊水地区会館

## 菊連協 令和8年6月定例理事会 議案

### I. 行政からの連絡事項 《富本所長から》

### II. 議 題

#### 1 総務部より

##### (1) 嶋崎会長からの報告について

##### ① 白石区町内連合会連絡協議会定例会について

- ・5月定例会（5月13日（水））内容については、5月菊連協理事会の「行政からの連絡事項」と重複していますので、割愛します。
- ・6月定例会は、6月10日（水）14時から開催され、参加予定です。

##### (2) 白石こころーどふれあいマラソン実施委員1名および協力員1名の選出について （開催日時：令和8年9月27日午前9時30分～）

#### 2 会計部より

- ・令和8年度菊水町内会連絡協議会への負担金納付について  
各連町ごとの負担金額および請求書は、各連町会長へお渡しいたします。  
7月31日までにまちセンへ、「現金」で納付してください。

#### 3 防災部より

・

#### 4 女性部より

・

### Ⅲ、関連団体より

1. 菊水地区会館運営委員会から  
・
2. 菊水地区福祉のまち推進センターから  
・
3. 菊水地区まちづくりネットワーク会議から  
・
4. 菊水地区民生委員・児童委員協議会から  
・
5. 菊水地区青少年育成委員会から  
・

次回、令和8年7月定例理事会を7月13日（月）15時～ 如何でしょうか。

### Ⅳ、今後のスケジュール

月 日	曜日	開始時刻	会 議 名 称	開催場所等
6月 9日	火	13：30 15：00	菊連協防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
6月10日	水	10：00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
6月22日	月	10：00	会館運営委員会臨時総会	菊水地区会館
7月 7日	火	10：00	総務事務局会議	菊水地区会館
7月13日	月	15：00	菊連協 7月定例理事会	菊水地区会館
7月14日	火	13：30 15：00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
7月15日	水	10：00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
7月16日	木	10：00	ネットワーク会議役員会	菊水地区会館

以 上

# 白石区菊水町内会連絡協議会

## 《6月定例理事会》

日 時：令和8年6月8日（月）15：00～

会 場：菊水地区会館 A・B会議室

### ○ 行政からの連絡事項

#### 1 白石保健センター保健師（主な業務内容）について

- ・ R 8 菊水地区担当保健師のご紹介

#### 2 令和8年度日赤社資募集について

令和8年度の日赤社資募集にご協力をよろしく申し上げます。募集金は8月末までに菊水まちセンまで持参願います。

また、使用しなかった領収書は、記名の有無にかかわらず、必ず返却するようお願いいたします。

<参考：令和7年度実績額>

(円)

東連町	西連	南連	北連	上町連	未加入	合計
5,500	203,500	148,800	57,500	60,250	36,000	511,550

#### 3 住民組織助成金に係る振込口座について

今年度の住民組織助成金の振込にあたり、入金先の「口座振替申出書」を6月末までに菊水まちセンへご提出願います。

#### 4 夏の町内一斉清掃について

夏の清掃運動の実施期間は、7月5日（日）～7月24日（金）となっています。

これに合わせて、菊水地区でも、7月5日（日）に町内一斉清掃を実施することでご協力をお願いいたします。なお、各連町及び単町の都合により、別日に実施していただくことも構いません。

#### 5 令和8年度白石区防災訓練について

- ・実施日：令和8年9月9日（水） 10：30～

- ・会 場：上白石小学校

※ 菊水上町連合町内会の避難訓練（9：30～）に続く形で実施

#### 6 札幌市がん検診のWeb・コールセンター予約システムの導入について【資料1】

- ・令和8年10月以降に実施する検診を対象に、従来の回覧板による申込み取りまとめに加え、以下の方法による受付を開始（令和8年8月から受付開始）

<新設する申込方法>

- (1) オンライン申込（スマホやパソコンからの申込）
- (2) 電話申込（札幌市コールセンターへ入電）

※令和8年度中は、従来の回覧板による申込みも並行して実施

※令和9年4月以降は、申込方法を「オンライン」および「電話」の2つの方法へ集約し、回覧板による申込受付は終了

**7 民生委員協力員制度の試行実施について【資料2】**

- ・令和8年7月から、民生委員・児童委員の活動を支援する協力員制度を試行実施

<施行実施の概要>

- (1) 活動規模：各区2名程度で希望する民生委員1名につき1名の協力員が支援
- (2) 任 期：任期は民生委員に準じる（75歳未満といった年齢制限はなし）
- (3) 選考方法：地区民児協会長の推薦により各区保健福祉課において選定
- (4) 位置づけ：無報酬のボランティア（活動費として月千円を支給）

<協力員の活動例>

民生委員の業務のうち、証明・調査事務等を除く活動を支援

- (1) 見守り活動：訪問、電話やLINEなどでの安否確認
- (2) チラシ配り：福祉イベントの案内、消費者被害等の注意喚起
- (3) イベント協力：地域の「サロン活動」などの準備や当日の運営

**8 白石区ふれあいバラコンサートの実施について【資料3】**

- ・日 時：7月11日（土） 開場13時30分（開演14時00分）
  - ・場 所：白石区民センター 区民ホール（定員360名程度）
  - ・出 演：サッポロウインドオーケストラによる吹奏楽の演奏
  - ・申込方法：①入場整理券、②インターネット申込
- ※ ①②とも6月11日（木）から

札ウ推第 号  
令和8年度（2026年）6月10日

連合町内会 会長 各位  
単位町内会 会長 各位

保) ウェルネス推進部地域保健担当課長

## 令和8年10月以降に実施するがん検診の申込方法について（お知らせ）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本市保健福祉行政への多大なる御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市が実施する「胃・大腸・肺」がん検診につきましては、長年、町内会の皆様による回覧板での申込み取りまとめや問診票の配布など、多大なる御尽力に支えられてまいりました。これまでの御協力を深く感謝申し上げます。

このたび、市民の利便性向上とともに、町内会役員の皆様の事務負担軽減を図るため、検診申込のデジタル化を段階的に進めることといたしました。

移行スケジュールおよび変更点については、下記のとおりですので、御確認のほどよろしくご願ひ申し上げます。

### 記

#### 1 令和8年度（試行導入）

令和8年10月以降に実施する検診を対象に、従来の回覧板による申込み取りまとめに加え、以下の方法による受付を開始いたします。

(1) 導入時期：令和8年8月より、10月検診分からそれぞれ受付開始

①地区会館など実施分：8月4日（火）から

②保健センター実施分：8月13日（木）から

(2) 新設する申込方法：① オンライン申込（スマホやパソコンからの申込）

② 電話申込（札幌市コールセンターへ入電）

※令和8年度中につきましては、従来の回覧板による申込みも並行して実施いたします。引き続き、御対応をお願い申し上げます。

#### 2 令和9年度以降（新体制）

令和9年（2027年）4月より、申込方法を「オンライン」および「電話」の2つの方法へ集約し、回覧板による申込受付は終了いたします。

これに伴い、これまで町内会へ御協力をお願いしておりました、以下の業務は、終了となります。

- ・回覧板による申込希望者の取りまとめ
- ・保健センターへの申込結果の報告
- ・問診票や検便キットの各世帯への配布（※今後は市から受診者へ直接郵送いたします）

裏面へ続く

### 3 町内会への御協力のお願い

(1) 周知への御協力

回覧板による検診実施日等の周知については、引き続き御協力をお願い申し上げます。

(2) 令和8年度の対応について

令和8年度10月検診分からは、回覧板による申込と新方式が並行いたします。

住民の皆様への案内に御協力をお願い申し上げます。

(3) 検診会場について

現在、検診会場として使用させていただいている地区会館等につきましては、今後とも引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ先】

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目ORE札幌ビル7階

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課がん・たばこ対策担当係

電話011-211-3513 FAX011-211-3521 メールアドレス：[gantaisaku-tantou@city.sapporo.jp](mailto:gantaisaku-tantou@city.sapporo.jp)

令和8年7月から、地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員（以下「民生委員」）の活動を支援する協力員制度を試行実施します。

## 1 協力員制度導入の必要性

- 民生委員活動の負担の増大：高齢化やひとり暮らし世帯の増加により、民生委員が受ける相談や見守りの対象が増えています。
- 民生委員の担い手の確保：令和8年4月現在、民生委員の市内の充足率は92.4%（欠員225名）で、地域によっては負担が偏っています。
- 他都市での実績：既に政令指定都市の半数（10市）が導入しており、負担軽減の効果が出ています。

## 2 協力員制度試行実施の概要

- 活動の規模：各区2名程度（全市で20名規模）で、希望する民生委員1名につき1名の協力員が支援。
- 協力員の任期：任期は民生委員に準じますが、民生委員経験者等にも活躍いただけるよう、75歳未満といった年齢制限はなし。
- 協力員の選考方法：地域の実情や民生委員ご本人の意向を尊重しながら、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦により各区保健福祉課において選定。
- 協力員の位置づけ：市長が委嘱する無報酬のボランティア（活動費として月千円を支給）

## 3 協力員の活動例

民生委員の業務のうち、証明・調査事務等を除く活動を支援します。

- 見守り活動：訪問、電話やLINEなどでの安否確認
- チラシ配り：福祉イベントの案内、消費者被害等の注意喚起
- イベント協力：地域の「サロン活動」などの準備や当日の運営

## 4 今後の予定

- 令和8年7月から試行実施を開始し、制度の検証を行います。  
本格導入する場合は、次の民生委員の一斉改選（令和10年12月）から開始することを想定しています。

第44回

## 白石区ふれあいバラコンサート



指揮：大隅雅人  
(サッポロウインドオーケストラ常任指揮者)

出演  
サッポロ  
ウインド  
オーケストラ

2026年7月11日(土)

・開場／13:30 開演／14:00

・場所／白石区複合庁舎5階 区民ホール

※混雑状況によっては開場が早まる場合がございます。

小さなお子様も大歓迎!

入場  
無料

プログラム

- たなぼた
- ディズニー・メドレー・リターンズ
- 情熱大陸
- スタジオジブリ・コレクション 他

<6月11日(木)から入場整理券配布・インターネット申込開始>

※予定配布(受付)枚数に達した場合は終了となりますのでご了承ください。

①入場整理券

以下の①～③で入場整理券を配布します(先着順)

- ①白石区役所4階 地域振興課
- ②区内各まちづくりセンター
- ③区内各地区センター

②インターネット申込

右記の申込フォームで受け付けます(先着順)

※インターネット受付は7月6日(月)まで

※上限に達し次第、締切となります



主催／白石区民コンサート実行委員会・白石区  
共催／白石区民センター運営委員会

【お問い合わせ】白石区地域振興課 TEL 861-2422

※ふれあいバラコンサートは、乳幼児・障がいのある方・お年寄りなど、どなたにも良い音楽にふれていただけるよう企画をしております。

SAPPORO



しろいし  
02-00126-1072  
RR-2-797

# 札幌市からのお知らせ

## 札幌市家庭用指定ごみ袋の 在庫不足に伴う臨時的対応

6月15日(月)から

9月30日(水)まで(予定)

燃やせるごみ<sup>♂</sup>と燃やせないごみ<sup>✕</sup>は  
透明または半透明のごみ袋  
で排出できます

※収集日や時間、分別ルールに変更はありません。

ご使用いただける袋



ご使用いただけない袋(例)

- 大きさが45ℓ以内のもの
- 透明または半透明のもの(一見して中身が確認できるもの)

- 中身が見えない袋
- 破れやすい袋
- 水分が染み出る袋
- 事業系ごみの指定袋
- 他自治体の指定ごみ袋

※実施期間などに変更がある場合は、  
改めて皆様にお知らせいたします。

詳細につきましては、札幌市公式ホームページ(右側QRコードから)、  
または、下記お問い合わせ先までお願いいたします。



お問い合わせ先  
札幌市環境局循環型社会推進課

電話 011-211-2912



さっぽろ市  
02-J01-26-1298  
R8-2-921

# 私たちは、白石保健センターの保健師です

白石区の皆様がより健康に暮らせるよう、お手伝いします。  
お困りのこと・ご不安がありましたら、お気軽にご相談下さい。

## 主な業務内容

### 【妊娠期】

- ◇妊娠・出産に関するご相談  
(電話・家庭訪問など)
- ◇マタニティ教室

### 【乳幼児期】

- ◇お子さんの発達・発育相談
- ◇子育てや保護者の体調などのご相談  
(乳幼児健診、育児教室、電話・家庭訪問による育児相談など)



地区ごとに担当保健師を配置し、  
全ての世代の健康増進のため、  
関係機関のネットワークづくりや、  
ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います



### 【学童～青年期】

- ◇学校に出向き、思春期の健康に関する講話
- ◇関係機関向け研修会の開催等 (思春期ヘルスケア事業)

### 【成人期・高齢期】

- ◇健康増進、病気の予防や早期発見に関するサポート  
(各種検診、特定保健指導、健康づくり教室など)

【お問い合わせ】 札幌市白石保健センター  
(札幌市白石区健康・子ども課)



電話 011-862-1881

FAX 011-864-2050(平日 8:45～17:15)

### 【地区担当保健師】 (令和8年4月～)

白石



北白石



東白石



北東白石



菊の里



菊水



東札幌



白石東



連合町内会各位

作成者：菊水町内会連絡協議会 会計 会計部長 佐藤 義博

令和8年 月 日  
菊水町内会連絡協議会 会長 嶋崎 三憲

令和8年度菊連協から連合町内会助成金交付のお知らせ

町名会名	加入世帯数	助成金@70	交付額
<b>菊水東連合町内会</b>	<b>1,548</b>	<b>70</b>	<b>108,360</b>
1 菊水東第7町内会	444	70	31,080
2 菊水7条3丁目第1町内会	85	70	5,950
3 菊水7条3丁目第2町内会	124	70	8,680
4 菊水8条3丁目第2町内会	157	70	10,990
5 サーム菊水町内会	234	70	16,380
6 ディーグラフォート東札幌町内会	294	70	20,580
7 ダイアバレス札幌東エテルナ町内会	50	70	3,500
8 エスセーナ菊水町内会	48	70	3,360
9 クレアシティ東札幌イーストスクエア町内会	43	70	3,010
10 クレアシティ東札幌ウエストスクエア町内会	69	70	4,830
<b>菊水西連合町内会</b>	<b>4,421</b>	<b>70</b>	<b>309,470</b>
11 菊水1条1丁目町内会	590	70	41,300
12 菊水2条1丁目町内会	559	70	39,130
13 菊水3条1丁目町内会	530	70	37,100
14 菊水5条1丁目町内会	764	70	53,480
15 菊水1条2丁目町内会	342	70	23,940
16 菊水2・3条2丁目町内会	834	70	58,380
17 菊水4・5条2丁目町内会	600	70	42,000
18 ラ・クレスト菊水町内会	202	70	14,140
<b>菊水南連合町内会</b>	<b>3,187</b>	<b>70</b>	<b>223,090</b>
19 菊水1条3丁目町内会	390	70	27,300
20 菊水2・3条3丁目町内会	420	70	29,400
21 菊水4・5条3丁目町内会	740	70	51,800
22 菊水3条4丁目町内会	570	70	39,900
23 菊水1条4丁目町内会	716	70	50,120
24 菊水3条5丁目町内会	351	70	24,570

町名会名	加入世帯数	助成金@70	交付額
<b>菊水北連合町内会</b>	<b>2,548</b>	<b>70</b>	<b>178,360</b>
25 菊水北第1町内会	377	70	26,390
26 菊水北第2町内会	574	70	40,180
27 菊水北第3町内会	312	70	21,840
28 菊水北第4町内会	365	70	25,550
29 菊水北第5町内会	437	70	30,590
30 菊水北第6町内会	483	70	33,810
<b>菊水北連合町内会</b>	<b>792</b>	<b>70</b>	<b>55,440</b>
31 菊水上町第10町内会	197	70	13,790
32 菊水上町第12町内会	70	70	4,900
33 菊水上町第16町内会	140	70	9,800
34 菊水上町第17町内会	203	70	14,210
35 サーム菊水貳番館町内会	106	70	7,420
36 サーム菊水貳番館町内会	76	70	5,320

町名会名	加入世帯数	助成金@70	交付額
<b>菊水町内会連絡協議会計</b>	<b>12,496</b>	<b>350</b>	<b>874,720</b>

支払日：令和8年 月 日

支払方法：菊連協加入の連合町内会は、振込手数料は菊連協負担とし貴連合町内会の口座に振り込みます。

連合町内会各位

令和8年6月8日(月)  
 菊水町内会連絡協議会 会長 蛸崎 三蔵

令和8年度菊水町内会連絡協議会への負担金納付について

各連合町内会の負担金は、下記の通りとなりますので7月31日(金)までに菊水まちづくりセンターに「現金」で納付下さい

町名会名	加入世帯数	1世帯15円	負担金
<b>菊水東連合町内会</b>	<b>1,548</b>	<b>15</b>	<b>23,220</b>
1 菊水東第7町内会	444	15	6,660
2 菊水7条3丁目第1町内会	85	15	1,275
3 菊水7条3丁目第2町内会	124	15	1,860
4 菊水8条3丁目第2町内会	157	15	2,355
5 サーム菊水町内会	234	15	3,510
6 ディーグラフオート東札幌町内会	294	15	4,410
7 ダイアパレス札幌東エテルナ町内会	50	15	750
8 エスセーナ菊水町内会	48	15	720
9 クレアシティ東札幌イーストスクエア町内会	43	15	645
10 クレアシティ東札幌ウエストスクエア町内会	69	15	1,035
<b>菊水西連合町内会</b>	<b>4,421</b>	<b>15</b>	<b>66,315</b>
11 菊水1条1丁目町内会	590	15	8,850
12 菊水2条1丁目町内会	559	15	8,385
13 菊水3条1丁目町内会	530	15	7,950
14 菊水5条1丁目町内会	764	15	11,460
15 菊水1条2丁目町内会	342	15	5,130
16 菊水2・3条2丁目町内会	834	15	12,510
17 菊水4・5条2丁目町内会	600	15	9,000
18 ラ・クレスト菊水町内会	202	15	3,030
<b>菊水南連合町内会</b>	<b>3,187</b>	<b>15</b>	<b>47,805</b>
19 菊水1条3丁目町内会	390	15	5,850
20 菊水2・3条3丁目町内会	420	15	6,300
21 菊水4・5条3丁目町内会	740	15	11,100
22 菊水3条4丁目町内会	570	15	8,550
23 菊水1条4丁目町内会	716	15	10,740
24 菊水3条5丁目町内会	351	15	5,265

町名会名	加入世帯数	1世帯15円	負担金
<b>菊水北連合町内会</b>	<b>2,548</b>	<b>15</b>	<b>38,220</b>
25 菊水北第1町内会	377	15	5,655
26 菊水北第2町内会	574	15	8,610
27 菊水北第3町内会	312	15	4,680
28 菊水北第4町内会	365	15	5,475
29 菊水北第5町内会	437	15	6,555
30 菊水北第6町内会	483	15	7,245
<b>菊水上町連合町内会</b>	<b>792</b>	<b>15</b>	<b>11,880</b>
31 菊水上町第10町内会	197	15	2,955
32 菊水上町第12町内会	70	15	1,050
33 菊水上町第16町内会	140	15	2,100
34 菊水上町第17町内会	203	15	3,045
35 サーム菊水弐番館町内会	106	15	1,590
36 サーム菊水弐番館町内会	76	15	1,140

町名会名	加入世帯数	1世帯15円	負担金
<b>菊水町内会連絡協議会 合計</b>	<b>12,496</b>	<b>15</b>	<b>187,440</b>

## 菊水町内会連絡協議会 会計会則（修正案）

### （経費の構成）

第1条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってこれに充てる。

- 一 構成連合町内会からの負担金
- 二 市区その他公的機関からの補助金、交付金等
- 三 本会が実施する事業に伴う参加費、負担金その他の収入
- 四 寄付金その他の雑収入

### （会計の種類）

第2条 本会の会計は、一般会計と必要に応じて設ける特別会計とする。

- 2 特別会計の設置および廃止は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

### （構成連合町内会負担金・助成金）

第3条 本会の運営に要する経費に充てるため、構成連合町内会は、本会に対し負担金を納付する。

- 2 構成連合町内会の運営に要する経費に充てるため、本会は、構成連合町内会に対し助成金を支給する。
- 3 負担金・助成金は、世帯数を基準として算定する。
- 4 負担金・助成金の具体的金額については、事業年度ごとに理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

### （負担金の納付）

第4条 負担金の金額・納付期限及び納付方法は、会長が理事会の議決を経て定め、各連合町内会長に通知する。

- 2 期日までに納付が困難な場合、当該連合町内会長は、その理由を付して会長に申し出るものとする。

### （事業年度及び会計年度）

第5条 本会の事業年度並びに会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

### （会計担当）

第6条 本会に会計1名、補助員としてまちづくりセンター職員1名を置き、会計は次に掲げる事務を行う。

- 一 収入及び支出に関する出納事務
- 二 会計帳簿および関係書類の作成及び保管
- 三 予算及び決算に関する書類作成及び補助
- 四 財産管理に関する管理台帳作成
- 五 その他会長が必要と認める会計事務

(会計監査)

第7条 本会に監事2名を置き、監事は次の監査を行う

- 一 会計帳簿および証拠書類の正確性
- 二 会則および総会決議に基づく会計処理の適正化
- 三 財産の管理状況

2 監事は、毎会計年度終了後に監査報告書を作成し、総会においてその結果を報告しなければならない。

(会計報告)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査を受けたうえで総会に提出し、その承認を得なければならない。

(帳簿及び書類の保存)

第9条 会計帳簿、領収書、請求書その他の会計関係書類の保存期間は、原則として5年間とする。ただし、補助金等の交付条件として別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(会計細則)

第10条 収入および支出を明確に管理することを目的に細則を定める。

2 細則の変更は、理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 本会則は昭和47年3月1日から施行する。
- 2 本会則は令和8年6月1日から施行する。

## 菊水町内会連絡協議会 会計細則（案）

### （資金管理）

第1条 本会の通帳・印鑑は、まちづくりセンターで管理保管し、まちづくりセンター職員が代行する。

2 会長・会計部長・まちづくりセンター所長立会いのもと、中間事務処理監査を年3回実施する。

### （経費の支出）

第2条 本会の経費は、本会の目的達成に必要な事業および運営に要する費用に限り支出する。

2 物品の購入その他の支出は、会長が必要性を確認し、理事会の承認を得て行うものとする。

### （立替精算）

第3条 会長及び各専門部長の承認を得た立替精算は、まちづくりセンター職員が行う。

### （理事活動費）

第4条 理事活動費として、役職ごとに基本活動費と活動費加算を支給する。

2 理事活動費の支給基準は別表1のとおりとし、支給基準を変更する場合は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

### （交通費）

第5条 本会を代表して会議や行事その他会長が認めたものに出席する場合、交通費申請書（様式1）により、交通費を支給する。

2 交通費の支給基準は1回500円または公共交通費実費とし、支給基準を変更する場合は、理事会の議決を得なければならない。

### （参加費等）

第6条 本会が主催する行事の参加費は、行事ごとに理事会の議決を得なければならない。

2 総会後の懇親会・新年互礼会の当番連町の参加費5名分は支払いを免除する。

### （慶弔金）

第7条 理事の死亡は、慶弔金10,000円（配偶者の死亡は5,000円）を支給する。

2 理事の入院は、お見舞金5,000円を支給する。

3 送別金等の支給については、会長の承認を得たうえで、社会通念上相当な金額の範囲において行うものとする。

### （物品の購入等）

第8条 本会の活動に用いる物品をその他の経費のうち、1件あたりの支出額が1万円

未満のものやコピー用紙等の消耗品については、会長の承認を得て、会計担当者がすることができる。

- 2 1件あたりの支出額が1万円以上の物品の購入その他の経費については、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。なお、緊急やむを得ない場合は、会長の承認を得て執行することができるが、この場合は次の理事会において報告し、その承認を得なければならない。

#### (地域団体助成金)

第9条 本会地域で活動し、本会の事業遂行に有意義と判断できる団体に対し、地域団体助成金を支給する場合は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 助成金額は、団体ごとに理事会で議決を経て、総会の承認を得なければならない。
- 3 助成金を受けた団体は、事業年度の収支報告書及び活動報告書を本会に提出しなければならない。

#### (加入・脱会)

第10条 事業年度途中で連合町内会へ加入した町内会の負担金は免除する。

- 2 事業年度途中で連合町内会から脱会した町内会の負担金は返還しない。

#### (特別会計)

第11条 特別会計は、口座上限200万円とし別口座で管理する。

- 2 特別会計の積立金変更は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

- 1 本細則は昭和47年3月1日から施行する。
- 2 本細則は平成23年4月1日から施行する。(交通費支給要綱)
- 3 本細則は令和8年6月1日から施行する。

## 理事活動費支給基準

役職名	基準活動費	活動費加算
会 長	10,000円	10,000円
副 会 長	5,000円	5,000円
理事・外部理事	3,000円	—
監 事	—	—
各専門部長	—	5,000円

## 備考

- 1 会長・副会長・理事が外部理事を兼務する場合、重複して基準活動費は支給しない。
- 2 会長・副会長が各専門部長を兼務する場合、重複して活動費加算は支給しない。

菊水町内会連絡協議会 交通費申請書

菊水町内会連絡協議会 会長 様

申請者  
菊水町内会連絡協議会 部長  
印

	出席者名	会議日	会議名・会議場所	金額	受領印	日付
1				円		
2				円		
3				円		
4				円		
5				円		
6				円		
7				円		
8				円		
9				円		
10				円		
11				円		
12				円		
合計				円		

- ①支給対象は、菊連協を代表して出席する会議や行事、その他菊連協会長が認めたものとする。  
(参加案内文も併せて添付して提出)
- ②支給金額は、会議等1回につき500円又は公共交通費実費とする。
- ③請求方法は、当該月分を各部長が取りまとめ、翌月末日までに、まちづくりセンター事務員に提出する。(支払いは、翌月の理事会までに支給する)

支給確認 欄	菊水町内会連絡協議会 会計部長	印
-----------	-----------------	---